

## 選定療養費について

現在、厚生労働省では、「医療機関の機能分担」の推進のため、200床以上の病院において他の保険医療機関等からの紹介なしに初診で受診した患者様の場合、初診料以外に各病院で定めた金額を頂く制度を定めております。

そのため初診時の患者様で、他の保険医療機関からの「紹介状（診療情報提供書）」をお持ちでない方が直接来院された場合、初診料とは別に「選定療養費」を頂いております。

なお、特定の公費医療を受けておられる方や救急車で搬送時の場合等にご負担頂く必要はございません。